（その１）

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	✓ ✓ ㋚	㋐ ㋝ ㋛	0	

※該当箇所に ☑ すること。

1 政治団体の名称（ふりがな）　女性のための政治スクール（じょせいのためのせいじすくーる）

2 主たる事務所の所在地　〒102－0084　東京都千代田区二番町１－２　番町ハイム８１４

3 代表者の氏名　藤田みちる

4 会計責任者の氏名　城　信雄

5 令和　7　年分

団体コード	1 0 6 0 1 6 2 9 1 0 0 0 9 2
前年繰越額	848,975 円

事務担当者の氏名　城　信雄

電話番号　080-3601-5323

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

3123 号
8.6.25
東京都選挙管理委員会
事務局

受付
8.8.14
収支公開室
第　号

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国（２都道府県以上）

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等　（現・候）

資金管理団体の指定の有無

☐ 有　☑ 無

↓は有の場合のみ記載すること

公職の種類　（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間

年　月　日から

年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　7年　1月　1日から

令和　7年　12月　1日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

2097

306970

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,559,975
（前年からの繰越額）	848,975
（本年の収入額）	711,000
支　出　総　額	652,975
翌年への繰越額	907,000

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	０人

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	10,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	10,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	10,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金　　額	備　　考
女性のための政治スクール	701,000	42人　女性のための政治スクール受講料
この頁の小計	701,000	(注１)すべての事業収入を記載
合　　計	701,000	(注２)政治資金パーティは備考欄に開催日、開催場所を記載

（その７）

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　考

この頁の小計	0
その他の寄附	10,000
合　　計	10,000

（注１）　同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）　同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）　「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）　同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	231,120	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	43,229	
(4) 事務所費	16,500	
小計	290,849	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	182,750	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	179,376	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	179,376	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	362,126	
合計	652,975	

(注)(その１６)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

（その１４）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　(2. 備品・消耗品費)　3. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
クリアーホルダー・封筒代金	16,394	令和7年8月27日	株式会社イトーオフィスプラニング	東京都中央区日本橋蛎殻町2-7-3	
この頁の小計	16,394				
その他の支出	26,835				
合計	43,229				

(注1)　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その１４）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　(3. 事務所費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
令和６年政治資金監査	14,300	令和7年6月13日	税理士　中里　稔	東京都荒川区西日暮里3-6-14-405	

この頁の小計	14,300
その他の支出	2,200
合計	16,500

(注1)　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その１５）

(3) 政治活動費の内訳	↓ （１～９のいずれかに○をつけてください）			↓ （費目ごとに適宜小分類して記入）	
項目別区分	1. 組織活動費　2. 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費　6. その他の事業費　7. 調査研究費 8. 寄附・交付金　9. その他の経費			会議費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会議・打ち合わせ	64,000	令和7年3月18日	喫茶マリーベル	東京都千代田区永田町２－２－１	
会議・打ち合わせ	46,150	令和7年9月27日	一般財団法人全国自治協会 全国町村会館ペルラン	東京都千代田区永田町1丁目11番地35号	
会議・打ち合わせ	72,600	令和7年10月25日	Ｂｉｔｔｅ	東京都千代田区永田町２丁目９－６	
この頁の小計	182,750				
その他の支出	0				
合計	182,750				

(注1)　５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4)　費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

（その１５）

(3) 政治活動費の内訳	↓ （１～９のいずれかに○をつけてください）			↓ （費目ごとに適宜小分類して記入）	
項目別区分	1. 組織活動費　2. 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費　6. その他の事業費　7. 調査研究費 8. 寄附・交付金　9. その他の経費			女性のための政治スクール	
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
チラシ・フライヤー	12,126	令和7年7月29日	ラスクル株式会社	東京都港区麻布台１－３－１　麻布台ヒルズ森JPタワー19F	
郵送料	107,190	令和7年8月1日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
施設利用料として	20,020	令和7年9月27日	公益財団法人星陵会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
施設利用料として	20,020	令和7年10月24日	公益財団法人星陵会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
施設利用料として	20,020	令和7年11月22日	公益財団法人星陵会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
この頁の小計	179,376				
その他の支出	0				
合　計	179,376				

(注1)　５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について□してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　6　月　21　日

政治団体の名称　　女性のための政治スクール

会計責任者の氏名　　城 信雄　　㊞

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）　国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年６月１５日

女性のための政治スクール
代表　藤田みちる　殿

登録政治資金監査人　中里 総里
登録番号　第３１１２号
研修終了年月日　平成２１年１２月１７日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、女性のための政治スクールの令和７年の法第１２条第１項に規定する当該収支報告書のすべての期間と対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、女性のための政治スクールの主たる事務所において行った。
東京都千代田区二番町１番２　番町ハイム８１４

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

女性のための政治スクールと私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上